

事務事業名	空き家の家財道具等処分支援事業
-------	-----------------

所管	企画振興	部	自治定住	課	
実施期間	令和 3	年度～		年度 (終期設定が無い場合は終期を空白)	
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	02	01	07	0405
	一般会計	総務費	総務管理費	自治振興費	定住促進事業
対象者	空き家の所有者又はその相続人			対象者数など	不特定多数
根拠法令等	庄原市空き家家財道具等処分支援補助金交付要綱				
HPアドレス	<a href="https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/settlement/cat02/post_1422.html">https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/settlement/cat02/post_1422.html</a>				
実施目的	空き家バンクへの登録のため空き家内の家財道具等の処分を行った者に対し、予算の範囲内で庄原市空き家家財道具等処分支援補助金を交付し、空き家の利活用の促進を図る。				
事務事業の概要	<p>空き家バンクでの空き家活用を促進するにあたり、「空き家の家財道具処分」が課題となっていることが多く、空き家バンクへの登録のため空き家内の家財道具等の処分を行った者に対し予算の範囲内で庄原市空き家家財道具等処分支援補助金を交付する。</p> <p>■補助対象経費 市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に事業所を置く個人の事業主に依頼して実施した空き家の家財道具等の処分に要する経費</p> <p>■補助金の額等 ①補助対象経費の10分の10に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。 ②補助金の交付は、同一の空き家につき、1回限りとする。</p>				
年度別実績概要	令和元年度				
	令和2年度				
	令和3年度	空き家内の家財道具等の処分を行った者に補助金を交付し、空き家バンクへの物件登録及び活用を促進した。 ■交付件数 7件			

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	空き家家財等処分支援補助金	-	-	700
						0
						0
計			0	0	700	700
財源	国庫支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		0	0	700	700

実績 (アウトプット)	指標名称		単位	基準値	R1	R2	R3	計
	1	交付件数	件		-	-	7	7
2							0	
3							0	
成果 (アウトカム)	1	空き家バンク登録件数	件		-	-	6	6
	2							0
	3							0
備考								

事務事業名	空き家の家財道具等処分支援事業
-------	-----------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
<b>優先度</b>	B	B	B+	0.0	0.4
A 同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				1	4
B 同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				0	2
C 同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				1	1
<b>認知度</b>	B	C	C	△ 1.0	△ 0.4
A 対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				0	0
B 対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				0	4
C 一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				2	3
<b>有効性</b>	B	B	A	0.0	0.5
A 費用に対して、効果・成果が高い事業である。				1	3
B 費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				0	3
C 費用に対して、効果・成果が低い事業である。				1	0
<b>受益者満足度</b>	B	-	B+	-	0.4
※受益者: 空き家の所有者又はその相続人					
A 受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				0	3
B どちらともいえない。				0	4
C 受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				0	0
<b>市民(納税者)納得度</b>	B	A	B+	0.5	0.3
A 目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				1	3
B どちらともいえない。				1	3
C 目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				0	1
<b>代替性</b>	B	C	B+	△ 0.5	0.3
A 収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				0	3
B 民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				1	3
C 市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				1	1
<b>まちづくり基本条例適合性</b>	B	C	B-	△ 0.5	△ 0.1
A 市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				0	0
B 市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				1	6
C 条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				1	1

<b>所管課評価</b>	<b>拡充</b>
<b>視点</b>	補助金を活用して家財道具等を処分した空き家については、空き家バンク内外の成約率が高く、一定程度の空き家の利活用の促進を図ることができている。
<b>課題</b>	補助対象経費が100千円以上であれば補助金額を100千円の補助金上限額としているが、家財道具等の処分については多額の経費がかかる傾向にある。また、空き家バンクへ登録しても成約するかどうか確認されていないため、100千円で家財道具等を処分し、空き家バンクへ登録する動機づけにはなりにくいため、成約した空き家を対象とするなど補助限度額を含め検討する必要がある。

事務事業名 空き家の家財道具等処分支援事業

**市民意見  
(プラモニ)**

※市民意見は、意見数集計のみを評価とします。(プラモニとしての総括評価はありません。)

分布	現行どおり	拡充	縮小	終了		総回答数
	0	1	1	0		2
主な意見	<p>【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円は少ないのではないかと。どのくらいが妥当なのかを再考したほうが良いように思う。事業者アンケートを取って、空き家を片付けるのに、平均的にどのくらいの費用がかかるのかを調べてみるのはいかがでしょうか。</li> <li>・自分で片づけるのが原則なので、少しでも補助金が出るだけましなのではと思うが、補助金を出すならばもう少し根拠のある数字にしてもいいかと思う。また、お金がないから捨てられないとか、補助金が出るなら片付けようかという人が一定以上あるのであれば、もっと増やしてもいいのかと思う。</li> </ul> <p>【縮小】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家バンク(登録)事業は市税等で運用している。そして、放置家財の処分は所有者(相続人)がすべき事項である。バンク登録者が本気で早期に売却したいのなら、自費で整理していると推察。原状(家財等放置)での登録者は、処分費用を勘案した金額で再登録すべきと思われる。</li> </ul>					

事務事業名	空き家の家財道具等処分支援事業
-------	-----------------

行政評価 委員会評価	<b>拡充</b>	※行政評価委員会の摘録(会議内容)はホームページに掲載しています。
---------------	-----------	-----------------------------------

総括 意見	<p>人口減少という大きな課題を抱えた本市において、本補助金事業は移住・定住の支援につながる事業とも考えられることから、事業の有効性が明らかとなった際には補助限度額の増額等の事業拡充を検討されたい。</p> <p>一方で、空き家の家財道具の処分は本来持ち主が行うべきことであり、処分費に公費を充てるのであれば、補助金が有効に活用されているか否かの検証が必要である。事業開始からの3か年間における事業効果を検証し、その結果に応じて事業の拡充・廃止を検討されたい。</p>
----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



※委員会における最終的な評価として総括したもので、分布の多い評価を優先するものではありません。

分 布	現行どおり	拡充	縮小	終了	
	1	5	0	1	

各委員 の意見	<p><b>【現行どおり】</b></p> <p>② 家財道具等の処分は本来家主が行うものであるが、定住に繋げる要素もあることから、支援事業そのものについては終了することなく継続する必要があると考える。しかしながら、いろいろなケースが予測されるため、今後は成約することが条件で補助金支給とすることが妥当と判断する。</p>
	<p><b>【拡充】</b></p> <p>① 本市においては、人口減少に伴う空き家の増加が大きな問題となっている。その空き家を活用するには、家具などの家財道具の整理処分が必要となり、業者による処分費は大きな負担となって処分に至っていない空き家が多くなっている。令和3年度の事業実績を見ると、平均50万円程度となっている。市街地とそれ以外の地域や家の大きさなどでも差異があるが、処分費は大きな負担となっている。その負担軽減と空き家バンクへの登録普及のためには限度額の増額が必要と思われる。</p> <p>③ 事業説明を聞いて空き家の多さに驚いた。本事業は空き家を循環させる良い取組であり、積極的な事業実施を期待する。</p> <p>⑤ 山内地区のように自治振興区の協力が得られない地域や、国内でも遠方に住む方や海外に住む方では、自分たちで片づけることが難しいケースもあり、業者に任せきりにしてしまうことは充分考えられる。少しでも空き家を減らしたいのであれば、補助金は引き上げてもいいのではないかとと思う。</p> <p>⑥ これからますます空き家が増える中、家財道具等の処分に対する補助金が出ることは有難い。一方で、ごみの分別、処分が非常に厳しくなっている現状もある。限度額の見直しをお願いしたい。</p> <p>⑦ 各地域において空き家の数と空き家率の増加は大きな問題であり、事業自体の周知も合わせて重要と考える。処分に要する費用からも、補助金額の引き上げや申請要綱の見直しも検討をお願いしたい。</p> <p><b>【終了】</b></p> <p>④ 空き家になった時点で家財を処分していなかった事について疑問である。空き家バンクに登録出来る人たちは家財の処分を自前でできるのではないかと。空き家バンクに登録すれば家財の処分費用を庄原市から助成してもらえというのは、理解に苦しむ。予算は有効に、市民の安全を守るため空き家、危険家屋の管理を正しく行うべきである。</p>

今後の事業 実施の方向性	<b>現行どおり</b>
-----------------	--------------

詳細	補助金を活用して家財道具等を処分した空き家については、空き家バンク内外の成約率が高い等、一定程度の成果があがっており、令和5年度中に事業効果を検証し、拡充等の対応を検討する。
備考	<p>予算額 令和5年度： 1,000千円</p> <p>令和4年度： 1,000千円</p>